

# 平成30年度ジュニア選手育成支援事業実施要項

一般社団法人 三条市スポーツ協会

## 1 目的

加盟団体が、主体的に企画・実施するジュニア選手の強化育成に関する特色ある事業に対して経費の一部を助成することにより、加盟団体の活動充実と競技水準の向上を図ることを目的とする。

## 2 助成対象団体

一般社団法人 三条市スポーツ協会 加盟団体 ※サポーターズ制協力団体に限る

## 3 対象事業

加盟団体の主催事業でジュニア（高校生以下）選手強化、競技力向上を目的とした特色ある事業とする。ただし、市主催のスポーツ教室は除くものとする。

## 4 事業実施期間

平成30年4月1日より平成31年3月31日までとする。

## 5 助成額

助成額は原則として10万円を限度とし、当法人が予算の範囲内で決定する。

## 6 対象経費等

対象経費は「謝金・旅費・賃借料・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・傷害保険料・備品」とする。ただし「備品」の場合は、当法人の助成金額の1/3以内を限度とする。

## 7 助成金の交付申請

助成金の交付を希望する場合は、助成金交付申請書を平成30年6月18日(月)までに当法人に提出する。

## 8 助成金の交付決定

交付申請書が提出された後、速やかに事業実施に移行するため、競技力向上委員会、理事会で対象事業及び交付額を審査・決定し、申請者に通知後、助成金を交付することとし、会員総会には上記の内容を報告する。

## 9 事業実施報告書の提出

助成金対象事業が完了した後20日以内に、事業報告書及び収支決算書（領収書等の決算の証拠となる資料の提出を求める場合があります）を当法人に提出すること。

## 10 助成金の確定

事業実施報告書等の内容審査（必要に応じてその他の方法で調査等を実施）により実施した事業が交付決定の内容又は条件に照らして適性であると認めるときは、助成金の額を確定し報告者に通知する。ただし、確定額が交付額を下回ったときは、速やかに差額を当法人に返還するものとする。

## 11 事業内容の変更

交付決定を受けた後に事業内容を変更する場合は事前に書面で当法人の承認を得なければならない。ただし、助成金の額に影響なく助成金交付の目的及び条件に違反しない変更であるときはこの限りではない。

## 12 その他

本事業は、一般社団法人 三条市スポーツ協会サポーターズ制資金の支援により運営されることを、開催要項、ポスター、看板及びその他印刷物に明記し、広く周知するものとする。